

第 1 章 計画の概要（案）



1 計画策定の背景と趣旨

2000 年 4 月に施行された介護保険制度は、成立から 20 年以上が経過し、高齢者のケアを家族任せにせず社会全体で支援する仕組みとして定着してきました。介護保険制度の施行当時、全国の 65 歳以上高齢化率は 17.4%でしたが、2022 年には 29.0%へと上昇しています。高齢化率は今後も増加を続け、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上になる 2025 年には 29.6%に達する見通しです。また、75 歳以上の人口は 2055 年、85 歳以上の人口は 2060 年ごろまで増加傾向が見込まれています。2022 年 10 月 1 日の住民基本台帳に基づく本市の高齢者人口は 26,756 人、高齢化率は 33.8%となっており、高齢化が進んでいます。

2014 年 6 月には「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（医療介護総合確保促進法）」が改正され、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制として「地域包括ケアシステム」の構築が必要であると説かれました。これを受け、本市においても第 6 期介護保険事業計画以降、地域包括ケアシステムの構築及びさらなる深化・推進に取り組み、第 8 期計画においては、2025 年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する 2040 年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んできました。いわゆる団塊ジュニア世代（1971～1974 年に生まれた世代）が 65 歳以上となり高齢者人口がピークを迎える 2040 年には多様化・多元化した高齢者像が予想されており、このような高齢者を様々な主体の参加と協働により包摂する地域の実現が望まれる中、地域包括ケアシステムは高齢者・障害者・子どもも含むすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現の中核的な基盤となることが期待されています。

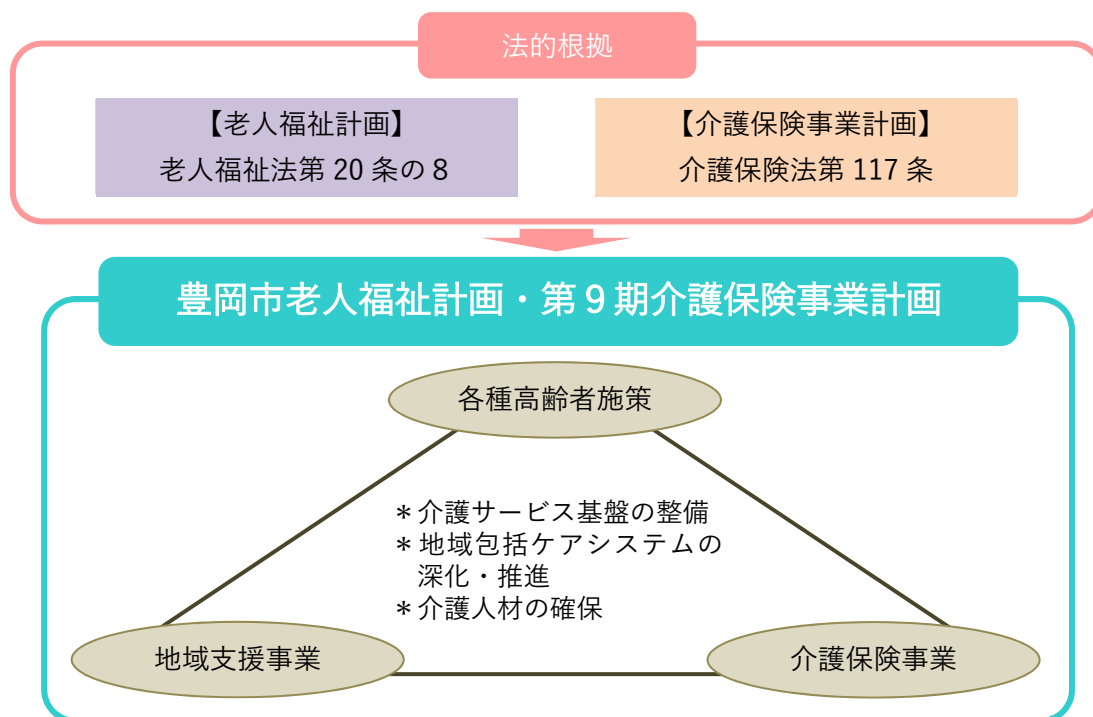
一方で、少子高齢化が進展し介護分野の人的制約が強まる中、介護現場で働く職員の負担軽減、職場環境の改善等の課題が顕在化しており、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保に向けてやりがいを持って安心して働くことができる環境整備が不可欠となっています。また、さらなる高齢化の進展に伴い、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等、様々なニーズのある要介護高齢者の増加が予想されることから医療・介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等が求められています。

高齢者を取り巻くこのような状況を踏まえ、高齢者の生活の自立に向けた介護予防の意識を醸成するための施策を推進するとともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、支援を必要とする高齢者及び認知症高齢者の家族やヤングケアラー等の家族介護者等を誰一人取り残さない包括的・重層的な支援体制を実現していくため、「豊岡市老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定します。本計画の推進により、たとえ支援や介助・介護が必要な状態になったとしても、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう支援体制の充実を図り、また、高齢になっても特技を生かした社会貢献や子育て支援、若い世代との交流等を通じて社会参加を果たし、生涯にわたり自分らしく生きがいを持って生活できる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく「老人福祉計画」、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づく「介護保険事業計画」です。

図 計画の位置づけ



3 他計画との関係

- 本計画は、国や県の保健福祉に関する各種計画との調和を保つとともに、「豊岡市総合計画」に掲げられている『安心しておだやかに暮らせるまちづくり』の高齢者福祉の分野について具体化するものです。
- 「豊岡市地域福祉計画」を上位計画とした「豊岡市障害者福祉計画」等のほか、「豊岡市健康行動計画」等と相互に連携・調和を図りながら高齢者をはじめとする市民全体の福祉の向上に取り組めます。
- 介護予防や高齢者の社会参加、生きがいづくり、障害者支援等に地域ぐるみで取り組むためにも、各計画と連携・調和を図りながら施策を推進します。特に高齢の障害者の地域移行や地域生活の維持のため障害福祉計画との調和が重視されており、関係課と連携を取り合いながら総合的な相談体制の充実を図っていきます。

4 計画の期間

本計画は 2024 年度から 2026 年度までの 3 年間を計画期間とします。なお、第 9 期計画期間の最終年度（2026 年度）中に次期計画策定に向けた見直しを行い、2027 年度を初年度とする第 10 期計画を策定します。

図 計画の期間と推移

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
計画の 推移	第 7 期計画											
				第 8 期計画								
							第 9 期計画					
										第 10 期計画		

5 計画の策定体制

- 保健、福祉、医療の関係者、サービス提供事業者、学識経験者、公募委員等で構成する「豊岡市老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、高齢者施策全般の取組状況や課題を踏まえ、今後 3 年間の取組方策を定めた計画案を作成しました。
- 老人福祉や介護保険事業に対する今後のサービスの利用意向等を把握するため、65 歳以上の高齢者を対象（無作為抽出）とするアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。
- 広く市民の皆さんの意見を本計画に反映させるため、2024 年 月 日～ 日にかけてパブリックコメントを実施しました。

第3章 計画の基本的な考え方（案）

1 計画の基本理念

本市は、2012年に制定した「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」において、いのちへの共感を広げるための3つの視点（「いのちを大切にすること」、「支え合うこと」、「未来へつなぐこと」）を定め、本市の様々な取組の根底にいのちへの共感を取り入れています。

高齢化が著しく進む本市では、この「いのちへの共感」を施策の推進の土台としながら、「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を基本理念に掲げ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域が一体となって支援を必要とする高齢者とその家族を支えていく仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

また、地域包括ケアシステムの深化を図るために、地域の一人ひとりが役割を持ち、互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、本人、家族、行政、医療介護の関係者・事業者をはじめ、地域住民や地域の多様な主体の参加や社会資源を活用した包括的・重層的な「支え合い」の推進に取り組んでいます。地域共生社会は制度・分野ごとの縦割りや「支え手」と「受け手」という関係を超えて、一人ひとりの生きがいや、地域を共に創っていくものであり、年齢や介護の必要性の有無等にかかわらず、誰もが人権を尊重され意欲や能力をもって参画できる社会でなくてはなりません。

第9期計画においても「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を基本理念とし、市民一人ひとりの笑顔が街中にあふれる社会の実現を目指すとともに、「支え合い」を通して次世代が命の尊さにつながりを学び、いのちへの共感を未来へつないでいくことができるよう、計画を推進します。

豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例

- 命は限られている(いのちを大切にする)
- 命は支えあっている(支え合う)
- 命はつながっている(未来へつなぐ)

豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画

みんなで支え合い
笑顔あふれる まちづくり

2 計画の基本目標



基本目標1

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

地域で支え合いながら、高齢者の積極的な社会参加、生きがいを促進するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全で快適な生活環境づくりを推進し、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。



基本目標2

高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、保健・福祉・医療の連携のもと、健康づくりと介護予防事業の積極的な推進を図り、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めます。



基本目標3

高齢者が安心して暮らせるまちづくり

介護保険サービスの提供体制の確保、サービスの質の向上を図り、たとえ介護を必要とする状態となった場合でも、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

2 計画の基本目標と施策の体系図

基本理念「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」

